高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年５月９日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

１．中央道集中工事に伴う料金調整の実施について

①　中央道集中工事に伴う料金調整㋐

⑴　料金の調整を行う自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）を流出又は流入する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線の八王子ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という。）から河口湖ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道西宮線の大月ＪＣＴから小牧東ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の岡谷ＪＣＴから安曇野ＩＣまでの各ＩＣ、中部横断自動車道の双葉ＪＣＴから六郷ＩＣまでの各ＩＣ及び首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川ＩＣから八王子ＪＣＴまでの区間を流出又は流入する自動車に限る。